

「栄養成分表示」が義務化されました



平成27年4月1日に食品表示法が施行され、食品関連事業者があらかじめ包装された消費者向けの加工食品や添加物を販売する際に、栄養成分表示が義務付けられました。

生鮮食品や業務用食品への表示は任意ですが、「たんぱく質」、「ミネラル」など、栄養成分の名称や総称等、栄養成分に関する表示をしようとする場合は、基準に従う必要があります。

【参考資料】

食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン ー消費者庁作成ー

(URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/business/)

1. 表示方法

◎食品単位

販売される状態における可食部分の100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位当たりの栄養成分の含有量について表示します。

なお、食品単位を1食分とする場合は、1食分の量を併記する必要があります。

◎表示項目

- < 義務表示 > 熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量
- < 推奨表示 > 飽和脂肪酸、食物繊維
- < 任意表示 > 糖類、糖質、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

表示例1

栄養成分表示 1個当たり	
熱量	Okcal
たんぱく質	Og
脂質	Og
炭水化物	Og
食塩相当量	Og

表示例2

栄養成分表示 1食分（Og）当たり	
熱量	Okcal
たんぱく質	Og
脂質	Og
-飽和脂肪酸	Og
-n-3系脂肪酸	Og
-n-6系脂肪酸	Og
コレステロール	Omg
炭水化物	Og
-糖質	Og
-糖類	Og
-食物繊維	Og
食塩相当量	Og
上記以外の別表第9に 掲げられた栄養成分	Omg又は Oμg

ナトリウム表示例

ナトリウム Omg
(食塩相当量 Δg)

- 必ず「栄養成分表示」と表示します。
- 熱量及び栄養成分を表示するときの順番は、決まっています。
- ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムを表示できます。その場合は、ナトリウムの次に食塩相当量をかっこ書きで表示します。
- 含有量が0であっても表示事項は省略できません。
- 枠を表示することが困難な場合は、枠を省略できます。

2. 表示値の求め方

表示値を得る方法として①分析値、②計算値、③参照値、④併用値の4つの方法があります。

- ① 分析値：食品表示基準 別表第9第3欄に掲げる方法などにより分析した値
- ② 計算値：公的なデータベース（日本食品標準成分表等）などから原材料の栄養成分値を入手して、その食品の栄養成分の含有量を算出した値
- ③ 参照値：公的なデータベースなどをもとに表示しようとする食品と同一または類似する食品から、その食品の栄養成分の含有量を類推した値
- ④ 併用値：「分析値」、「計算値」、「参照値」を併用した値

3. 合理的な推定により得られた一定の値としての表示

計算値など、表示された一定の値が許容差の範囲を超える可能性がある場合は、合理的な推定により得られた値として表示することができます。

その場合は、下記の2点が必要になります。

なお、栄養強調表示（低カロリー、減塩等）をする食品、栄養機能食品、特定保健用食品、機能性表示食品等、合理的な推定により得られた一定の値としての表示ができない食品もあります。

表示例3

栄養成分表示 1個当たり	
熱量	Okcal
たんぱく質	Og
脂質	Og
炭水化物	Og
食塩相当量	Og

推定値

- ① 「推定値」または「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言を含む表示を栄養成分表示に近接した場所に表示
- ② 表示された値の設定の根拠資料を保管

4. 栄養成分表示を要しない場合

下記のいずれかに該当する場合は、栄養成分表示を要しません。

ただし、栄養成分の名称や総称等、栄養成分に関する表示をする場合は、表示を要します。

- ① 製造者と販売者が同一で、同一の施設内、又は敷地内で製造販売する場合
 (例：洋菓子店、和菓子店等の「菓子小売業（製造小売）」や、パン店等の「パン小売業（製造小売）」などがその場で行う食品の製造販売、そう菜や刺身盛り合わせなどをインストア加工し、その店内で販売する等)
- ② 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

5. 栄養成分表示を省略できる場合

下記のいずれかに該当する場合は、栄養成分表示を省略することができます。

ただし、栄養成分の名称や総称等、栄養成分に関する表示をする場合は、表示を省略できません。

- ① 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下であるもの
- ② 酒類
- ③ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの（次のいずれかの要件を満たすもの）
 ア) 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの全てについて、0と表示することができる基準を満たしている場合
 イ) 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量および熱量が、社会通念上微量である場合
 (例：コーヒー豆やその抽出物、ハーブやその抽出物、茶葉やその抽出物、スパイス等)
- ④ 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む)が変更されるもの（次のいずれかの要件を満たすもの）
 ア) 日替わり弁当（サイクルメニューを除く。）等、レシピが3日以内に変更される場合
 イ) 複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの
 (例：合挽肉、切り落とし肉等の切り身を使用した食肉加工品等)
- ⑤ 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの^(※1)
 当分の間は、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者が販売するもの^(※2)も含む

※1 課税売上高が1,000万円以下

※2 概ね常時使用する従業員が20人以下

(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人以下)

★小規模の事業者が製造した食品でも、スーパーなど販売する事業者が小規模ではない場合、その食品を販売するときには、栄養成分表示が必要です。

ご不明な点は、表示に責任をもつ本社等の所在地を管轄する下記機関へお問い合わせください。

南加賀保健福祉センター	☎ 0761-22-0791	能登中部保健福祉センター	☎ 0767-53-2482
石川中央保健福祉センター	☎ 076-275-2252	能登北部保健福祉センター	☎ 0768-22-2011
金沢市保健所地域保健課	☎ 076-234-5102	県庁健康推進課	☎ 076-225-1584